

業務委託設計書（金抜き）

事業年度 令和7年度

履行場所 京都市右京区京北 地内

業務名 令和7年度農道橋点検業務委託

履行期限 契約日の翌日 ～ 令和8年2月27日 まで

事業課（所）名 京北・左京山間部農林業振興センター

京都市 産業観光局

委託概要

橋りょう点検			橋	3
計画準備	3	橋		
平面図・横断図作成	3	橋		
定期点検	3	橋		
損傷図作成	3	橋		
部分補修図作成	3	橋		
報告書作成	3	橋		

委託理由

本業務は、「京都市土地改良施設維持保全計画」に基づき、橋りょう点検を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 訳	業 務 価 格	前回 円	円	前回 円	円
		今回 円		今回 円	
	消 費 税 相 当 額	前回 円	円	前回 円	円
		今回 円		今回 円	
		前回 円	円	前回 円	円
		今回 円		今回 円	

見積参考資料

積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

1橋当り

名 称	規 格	単位	数 量				
			主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
直接人件費							
計画準備	W=3.6m、L=20.5m	人	0.21	0.16	0.37	0.43	0.31
計画準備	W=3.6m、L=11.1m	人	0.20	0.10	0.30	0.40	0.20
計画準備	W=4.6m、L=5.2m	人	0.20	0.20	0.30	0.30	0.30
平面図・横断図作成	W=3.6m、L=20.5m	人			2.00	2.50	1.00
平面図・横断図作成	W=3.6m、L=11.1m	人			1.50	1.50	2.00
平面図・横断図作成	W=4.6m、L=5.2m	人			0.50	1.50	2.00
定期点検	W=3.6m、L=20.5m	人			0.67	0.65	1.98
定期点検	W=3.6m、L=11.1m	人			0.40	0.40	0.40
定期点検	W=4.6m、L=5.2m	人			0.30	0.30	0.30
損傷図作成	W=3.6m、L=20.5m	人			0.04	0.11	0.70
損傷図作成	W=3.6m、L=11.1m	人			0.10	0.10	0.60
損傷図作成	W=4.6m、L=5.2m	人				0.20	0.40
部分補修図作成	W=3.6m、L=20.5m	人			1.00	2.00	3.00
部分補修図作成	W=3.6m、L=11.1m	人			1.00	2.00	3.00
部分補修図作成	W=4.6m、L=5.2m	人		0.50	1.00	2.00	1.00
報告書作成	W=3.6m、L=20.5m	人	0.05	0.06	0.10	0.12	0.15
報告書作成	W=3.6m、L=11.1m	人	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
報告書作成	W=4.6m、L=5.2m	人		0.10	0.10	0.20	0.20

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）	令和6年度	（一社）農業農村整備情報総合センター		
道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）	令和7年4月	国土交通省 道路局	打合せ協議	

業務名	令和 7 年度農道橋点検業務委託
-----	------------------

項 目 名	内 容
事業主体名	京都市産業観光局
業務名	令和 7 年度農道橋点検業務委託
施工場所	京都市右京区京北地内
業務番号	
業務区分	単年度
積算区分	当初積算
地域区分	南部
地区区分	北桑田
工期	
積算体系年月	令和 7 年 3 月
単価期適用年月	令和 7 年 7 月―A
歩掛期適用年番号	令和 6 年 9 9 号―A
電力会社名	関西電力

業務名	令和 7 年度農道橋点検業務委託					
-----	------------------	--	--	--	--	--

番号	項 目 名	規 格	数 量	単位	金 額	備 考
	設計業務費					
	・ 設計業務価格					
	・ 消費税相当額（ 1 0 %）					
	業務内容					

業務名	令和 7 年度農道橋点検業務委託
-----	------------------

項 目 名	内 容
業務名	令和 7 年度農道橋点検業務委託
業務区分	単年度
積算区分	当初積算
積算体系区分	設計業務
工種区分	実施設計
工種体系区分	業務積算（設計）
工事工種体系年番号	令和 6 年 9 9 号 [1 号]
前払金支出割合	25%を超え35%以下
電力区分	低圧・業者持・1 年未満
冬期補正	なし
週休 2 日補正	4週8休以上
熱中症対策補正（現場管理費）	0.00%
施工地域区分	補正なし
現場環境改善費の計上	しない
3次元出来形管理補正（共通仮設費）	補正なし
3次元出来形管理補正（現場管理費）	補正なし

業務名	令和7年度農道橋点検業務委託
-----	----------------

項 目 名	数 量	単位	金 額	備 考
1 設計業務価格				
2 ・ 業務原価				
3 ・ ・ 直接原価				
4 ・ ・ ・ 直接人件費	1.000	式		
5 ・ ・ ・ 直接経費（電子成果品作成費）	1.000	式		
6 ・ ・ その他原価				
7 ・ 一般管理費等				

業務名	令和7年度農道橋点検業務委託
-----	----------------

工 種 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接人件費内訳				
直接人件費	1.000	式		
・道路施設点検	1.000	式		
・ ・ 橋りょう定期点検	1.000	式		
・ ・ ・ 計画準備	1.000	式		
・ ・ ・ 平面図・横断図作成	1.000	式		
・ ・ ・ 定期点検	1.000	式		
・ ・ ・ 損傷図作成	1.000	式		
・ ・ ・ 部分補修図作成	1.000	式		
・ ・ ・ 報告書作成	1.000	式		
・ ・ ・ 打合せ協議	1.000	式		

業務名	令和7年度農道橋点検業務委託
-----	----------------

名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
直接人件費					
・ 道路施設点検	1.000	式			
・ ・ 橋りょう定期点検	1.000	式			
・ ・ ・ 計画準備	1.000	式			1 式当たり
計画準備 W=3.6m L=20.5m	1.000	橋			
計画準備 W=3.6m L=11.1m	1.000	橋			
計画準備 W=4.6m L=5.2m	1.000	橋			
合 計					
・ ・ ・ 平面図・横断図作成	1.000	式			1 式当たり
平面図・横断図作成 W=3.6m L=20.5m	1.000	橋			
平面図・横断図作成 W=3.6m L=11.1m	1.000	橋			
平面図・横断図作成 W=4.6m L=5.2m	1.000	橋			
合 計					

業務名	令和7年度農道橋点検業務委託
-----	----------------

名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
・ ・ ・ 定期点検					1 式当たり
	1.000	式			
定期点検 W=3.6m L=20.5m	1.000	橋			
定期点検 W=3.6m L=11.1m	1.000	橋			
定期点検 W=4.6m L=5.2m	1.000	橋			
合 計					
・ ・ ・ 損傷図作成					1 式当たり
	1.000	式			
損傷図作成 W=3.6m L=20.5m	1.000	橋			
損傷図作成 W=3.6m L=11.1m	1.000	橋			
損傷図作成 W=4.6m L=5.2m	1.000	橋			
合 計					
・ ・ ・ 部分補修図作成					1 式当たり
	1.000	式			
部分補修図作成 W=3.6m L=20.5m	1.000	橋			
部分補修図作成 W=3.6m L=11.1m	1.000	橋			
部分補修図作成 W=4.6m L=5.2m	1.000	橋			
合 計					

業務名	令和7年度農道橋点検業務委託
-----	----------------

名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
・ ・ ・ 報告書作成	1.000	式			1 式当たり
報告書作成 W=3.6m L=20.5m	1.000	橋			
報告書作成 W=3.6m L=11.1m	1.000	橋			
報告書作成 W=4.6m L=5.2m	1.000	橋			
合 計					
・ ・ ・ 打合せ協議	1.000	式			1 式当たり
打合せ協議 業務着手時	1.000	業務			
打合せ協議 中間打合せ（1回当り）	1.000	業務			
打合せ協議 成果品納入時	1.000	業務			
合 計					

特 記 仕 様 書

委託業務名 令和7年度農道橋点検業務委託
履 行 場 所 京都市右京区京北地内

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、次の図書に基づいて実施しなければならない。

1 「土木設計業務等委託必携（令和7年2月、京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

2 「設計業務共通仕様書（適用日：令和6年8月20日以降、京都府）」

(<https://www.pref.kyoto.jp/kochi/gyoumukyoutusiyousho.html>)

同仕様書において「特別仕様書」は「特記仕様書」に読み替えることとする。

なお、提出書類については、業務等委託必携によるものとする。

第2条 電子納品

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、次の図書（以下「マニュアル等」という。）に基づき作成された電子データをいう。

- ・ 「土木工事等電子納品実施マニュアル【農林水産部版】（案）」
- ・ 「京都府電子納品ガイドライン（土木設計業務等）【農業農村整備事業版】（案）」

(<https://www.pref.kyoto.jp/kochi/1189645120282.html>)

なお、マニュアル等に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、マニュアル等に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R）で2部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により部分的な紙媒体の納品も可能とする。

3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）によるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条 前払金

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第4条 管理技術者

管理技術者は、本業務等の履行にあたり、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を満たすものとする。

第5条 照査技術者及び照査の実施

本業務は照査技術者により照査を行うものとする。

第6条 業務カルテの作成及び登録

受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（以下「AGRIS」という。）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

第7条 業務目的

本業務は、京都市土地改良施設維持保全計画に必要な橋りょうデータを取得するために、「農道保全対策の手引き」（農林水産省 令和3年4月）に基づき、「京都市橋りょう点検マニュアル」（京都市建設局 平成28年4月）及び「道路橋定期点検要領」（国土交通省 令和6年3月）に準じて、橋りょう点検を実施するものである。

第8条 対象橋りょう

本業務の対象とする橋りょうは、下表のとおりとする。

名称	所在地	構造	諸元
長野10号線1号橋	右京区京北細野町長野	鋼I桁橋	橋長：20.5m 全幅員：3.6m 河床からの高さ：約5.6m
京極橋	右京区京北細野町長野	鋼I桁橋	橋長：11.1m 全幅員：3.6m 河床からの高さ：約4.5m
大野橋	右京区京北井戸町寺山	RC床版橋	橋長：5.2m 全幅員：4.6m 河床からの高さ：約3.8m

※河床からの高さは、河床から地覆の天端までの高さとしている。

第9条 業務内容

1 計画準備

本業務を実施するにあたり、仕様書等による業務内容の確認及び実施体制の確保を行う。

既存資料を収集・整理するとともに、橋りょう点検に先立って現地踏査を行い、橋りょうの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋りょうの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査する。また、農道台帳の内容が現況と一致しているか確認すること（防護柵の種類、高さについても確認すること）。農道台帳に現況との差異があるものについては、現況から必要な情報を収集しとりまとめること。

また、定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

資料等の確認を行えば現場概況を把握できる橋りょうに関しては現地踏査を省略できるものとし、速やかに橋りょう点検を行うこと。

2 対象橋りょうの平面図、横断図等の作成

トータルステーションを使用して、対象橋りょう周辺の現況を含む平面図、横断図等の対象橋りょうの構造が分かる図面を、A2 サイズ 1 枚又は 2 枚程度に収まる程度で作製するものとする。

成果については、s f c 形式でも提出すること。

3 定期点検（状態の把握（点検）及び診断（健全性の診断））

「京都市橋りょう点検マニュアル（平成 28 年 4 月）」、「道路橋定期点検要領（令和 6 年 3 月）」に基づく橋りょう点検を近接目視により行うとともに、点検対象部材単位での健全性の診断と橋りょう毎の健全性の診断を行う。足元条件は、基本的には梯子を想定しているが、関係機関協議や作業状況により変更する必要がある場合は、事前に監督員に報告すること。協議により設計変更の対象とする。

点検に当たって、以下に留意すること。

- ・橋りょう箇所は農道台帳、橋名板等で対象橋りょうであることを確認するとともに、GPS 等により橋りょう位置が把握できる精度で座標確認を行うこと。
- ・支承部の損傷状況を把握するため、堆積している土砂は点検時に取り除くこと。
- ・健全な部材についても、後から「異常なし」であることが確認できるように写真を撮影し点検結果に含めること。
- ・点検中に第三者被害の恐れがある損傷が発見された場合は速やかに監督員に報告し、できる範囲での対応を行うこと。
- ・健全性の診断区分Ⅳと思われる損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、当該橋りょうの点検結果をとりまとめること。また、緊急的な措置が必要な場合は、措置方法についても検討すること。
- ・点検後は、支給する点検シールを貼りつけること。貼りつける場所については、監督員と協議の上決定する。貼りつけた場所がわかるように、貼りつけ後の点検シールの写真を撮影し、点検結果に含めること。
- ・点検は、供用中の道路で行うことを考慮し、安全確保に万全を期するよう、以下の事項に留意すること。
 - 1 安全確保のための点検を実施すること。
 - 2 管理体制について確認を行うこと。
 - 3 警察、消防、関係機関等と緊急時の連絡体制の確認を行うこと。

4 定期点検（定期点検の結果の記録とその他記録の補完）

点検結果及び診断結果に基づき、道路橋定期点検要領（令和 6 年 3 月）に示される記録様式を作成すること。併せて、損傷等の詳細を把握する資料として、京都市の点検記録様式に取りまとめること。とりまとめに当たって、詳細な部材の区分方法が記載されている「橋梁定期点検要領（令和 6 年 7 月）」を参考とすること。

路上の点検項目のうち、通行に影響を及ぼさない程度（橋りょう構造の安全性以外）の損傷である場合において、道路利用者及び第三者被害が想定される損傷や市民目線で不安感を抱くおそれのある損傷については、記録を残すとともに、その内容や所見をとりまとめて報告すること。

農道台帳が無い場合は、新たに作成するとともに、現況との差異が認められる場合は、変更箇所がわかるように、朱書で修正を行うこと（簡単な図面の作成を含む）。農道台帳の箇所図、図面、

写真については、橋りょうごとに jpg に変換してまとめること。

5 損傷図作成

点検の結果、健全度がⅡ又はⅢと判断された橋りょうについては、損傷図を CAD で作成し、橋りょうごとにまとめて電子データを提出すること。

損傷図の作成が必要ない場合は、減額変更の対象とする。

6 部分補修図作成

点検の結果、健全度がⅢと判断された橋りょうについて、部分補修図を作成する。

橋りょうの変状（劣化、損傷等）、部材の構造寸法が確認できる図面がないものとし、測量機器を使用し 1 橋当たり A2 サイズ 2 枚程度で作成すること。また、CAD データを橋りょうごとにまとめて電子データを提出すること。

部分補修図の作成が必要ない場合は、減額変更の対象とする。

7 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検の結果の記録等のとりまとめを行う。報告書には、以下についてのとりまとめも含めること。

- ・ 支承部の土砂撤去に係る作業前、作業中、作業後の写真
- ・ 鉄筋露出部や腐食箇所に対応に係る作業前、作業中、作業後の写真
- ・ 道路利用者及び第三者被害が想定される損傷や市民目線で不安感を抱くおそれのある損傷
- ・ 農道台帳の修正事項
- ・ 警察協議等に基づく規制状況や交通誘導警備員の配置状況

8 打合せ

受注者は、業務における打合せにあたり、業務着手時、中間打合せ（1 回）及び成果品納入時の計 3 回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は業務計画作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

本業務において不明な点がある場合は、受注者が独自に判断せず、必ず事前に監督員に報告し確認を受けること。

なお、打合せについては、「道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）令和 7 年 4 月」に基づき積算している。

9 関係機関協議

点検に伴う関係機関協議（警察協議、河川協議等）は原則本市が行うものとするが、協議に必要な資料は受注者が作成するものとする。ただし、協議資料の作成及び提出が遅れ、点検予定日までに、本市が協議を行う期間を十分に確保できない場合は、受注者の責務で協議を行うか、点検予定日を変更すること。

点検の際の隣接する地元関係者（官公庁等も含む）との協議は、受注者の独自の判断で実施してはならない。特に、実施区域、実施時間、実施日等に関する事項については、必ず監督員に報告し

確認を受けること。

また、本業務実施中に民地内に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者の承認を得なければならない。

なお、受注者は、業務実施に際して民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で復旧し、すみやかに監督員に報告すること。

第 10 条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第 11 条 その他特記事項

- 1 作業時間については、8時から17時を標準としている。
- 2 諸事情によりやむを得ず橋りょう点検が実施できない場合や追加する場合など橋りょう数が増減する場合は、協議により設計変更の対象とする。

農道橋位置図

135.543150,35.218860

135.776481,35.218860



135.543150,35.107618

1 / 75000

135.776481,35.107618

出典：国土地理院ウェブサイト

農道橋位置図（詳細）

135.599730,35.124730

135.607503,35.124730



135.599730,35.121022

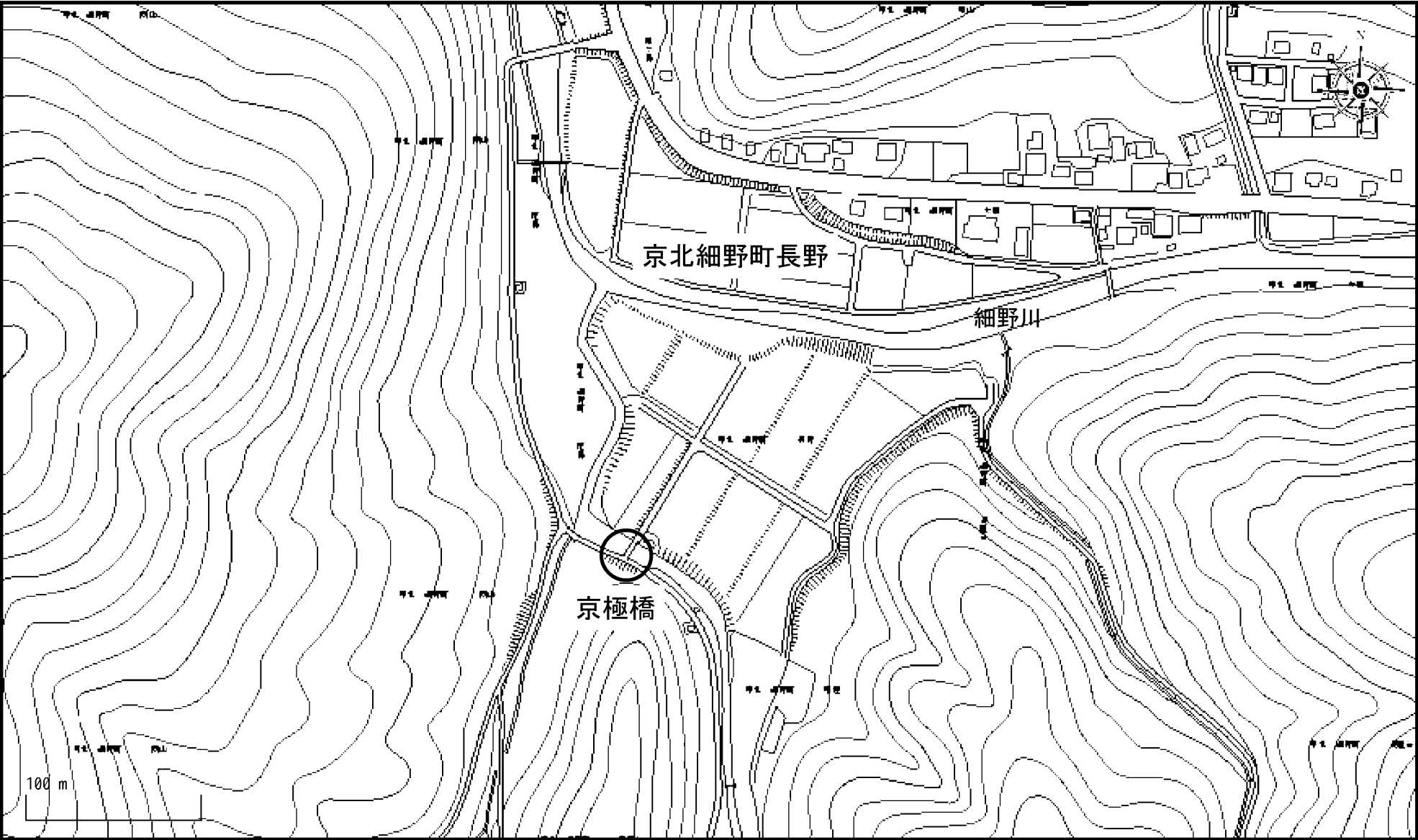
1 / 2500

135.607503,35.121022

農道橋位置図（詳細）

135.603736,35.120920

135.613063,35.120920



135.603736,35.116471

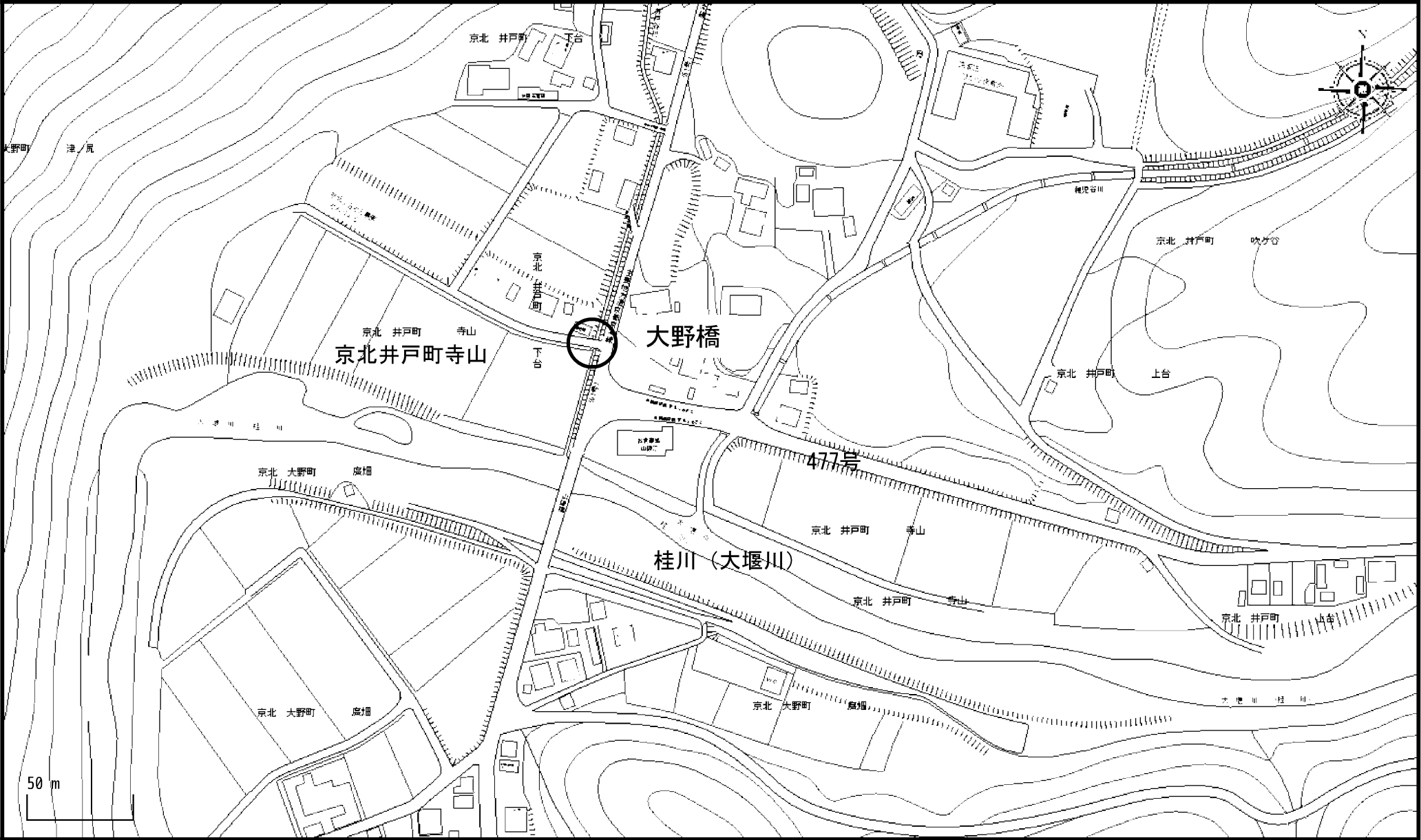
1 / 3000

135.613063,35.116471

農道橋位置図（詳細）

135.680691,35.198437

135.688471,35.198437



135.680691,35.194729

135.688471,35.194729